

第12回 盛岡都市圏地域公共交通会議
盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画について

本日確認いただきたい内容

**盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会に関する
意見及び対応について**

【確認事項①】盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会に関する意見及び対応について

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会へのご意見及び回答

発言者（発話順）	ご意見・ご指摘	回答	対応箇所
国土交通省 東北運輸局 木幡委員	<p>羽場線廃止と代替交通（域内交通）を一体として議論が整っているため、協議会で域内交通を計画から除くことについて協議を整える事を求めましたが、照会内容はほぼ、単に落とすだけの照会になっている理解です。</p> <p>域内交通を考える上で、どのような検討事項があり、どのくらいの時間を要するのか、詳細な説明をした上で意見照会をし、協議頂くのが望ましいと考えており、逆に、この内容で協議した結果は、十分な情報がないままのものであり、地域で交通のあり方を十分協議したとは言いがたいと考えます。</p> <p>よって、この状態で進められるのであれば、利便増進実施計画の実施区域は、過大な設定とならぬようという考え方にに基づき、岩手県交通の路線を再編する区域に限定すべきと考えます。</p>	<p>域内交通につきましては、当資料の3ページ目に回答を記載しております。</p> <p>また、計画の実施区域につきましては、バス路線再編により、これまで公共交通でアクセスができなかった地域への移動、または公共交通が無かった地域から他の地域へ公共交通で移動が可能となること、盛岡都市圏は同一生活圏として市町域を跨いだ移動が多数という盛岡都市圏の移動や公共交通の特徴があることから、盛岡都市圏全体の利便性が向上すると考えられるため、実施区域は盛岡都市圏全域としたいと考えております。</p>	P3、11
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局 小野寺委員	<p>○羽場線廃止も含む本宮線エリアでの利便増進策について</p> <p>計画から域内交通の記載が除かれたことで域内交通は導入されない、もしくは利便増進事業には含めないと判断しますが、その場合、羽場線が廃止されることに伴い交通空白地が発生することから「利便が増進された」との説明は難しくなると考えます。</p> <p>利便増進実施計画での実施区域は過大な設定とならぬようという計画認定の観点から当該エリアを計画に含めるか再検討が必要と考えます。</p>	<p>羽場線廃止により、羽場線沿線住民の利便性は下がることとなりますが、盛岡都市圏地域公共交通計画に記載している将来ネットワーク図で「路線バスネットワークの見直しを想定するエリア」全体で考えた場合、バス路線を再編することで、該当エリア全体の利便性は向上します。羽場線の廃止も含めた再編で、エリア全体の利便増進につながるため、羽場線付近のエリアも計画に含めたいと考えております。</p> <p>域内交通につきましては、当資料の3ページ目に回答を記載しております。</p>	P3、11

【確認事項①】盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会に関する意見及び対応について

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会へのご意見及び回答

発言者（発話順）	ご意見・ご指摘	回答	対応箇所
<p>国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 中久木委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7頁の目標④の指標4－1について、3市町連携による事業実施数とは、どのようなものをイメージしているのか。現状（R5）が0に対し、R12までに31事業も実施できるのか。 ・23頁の利便増進事業に関連して実施する事業の関連事業2について、令和8年度が「検討・協議」となっているが、公共交通利用促進イベントを実施しないのか。 (※令和9年度以降は「実施」の記載だったので、令和8年度だけ実施しないということなのか。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7頁の目標④の指標4－1につきましては、令和7年9月に策定した、盛岡都市圏地域公共交通計画 現状分析編の140頁に記載している事業です。これまで、各市町で実施していた内容も含め、盛岡都市圏として令和8～12年の間で、実施していくことを目標としております。 ・盛岡都市圏としての公共交通利用促進イベントを実施するために、令和8年度は各関係者と協議を進める準備期間として考えております。なお、令和8年度の公共交通利便増進イベントの実施については、これまで同様に各市町単独での実施を予定しております。 	<p>—</p>
<p>岩手県立大学 宇佐美委員</p>	<p>この計画にはできることを書くということで、できないことが漏れていったの現在のことを認識しました。ただ、公共交通計画で狙っていたであろうことの一部をこの計画で実行するというで、課題や狙いがこの計画とマッチしているか、一体で話を進めていたことの一部を切り離しても問題がないかどうかの確認と説明が必要と思います。また、今回取り下げた部分について、地域住民とのやり取りがしっかりできていたかどうか気になります。</p>	<p>本計画では、盛岡都市圏地域公共交通計画に記載している将来ネットワーク図の「路線バスネットワークの見直しを想定するエリア」のバス路線再編を実施するための内容となっております。盛岡都市圏地域公共交通計画で示した現状及び課題を本計画で示し、整合を図ります。</p> <p>地域内交通につきましては、当資料の3ページ目に回答を記載しております。</p>	<p>P3、11</p>
<p>交通ジャーナリスト 鈴木委員</p>	<p>これまでの経緯については、それなりに必要な議論がなされていたと思うが、実施計画を見ると単純に路線廃止に伴う代替路線の確保にとどまっていた、本来必要と考えられる全体のネットワークとしての地域の交通確保になっていないように思われる。新たな路線と域内交通を合わせて南西部全体のネットワーク構築につながるような仕組みにし、実証実験から本格運行への道筋を見据える形が必要ではないか。</p> <p>また、せっかく都市圏での議論の場としていることからすると、広域での改善という観点が薄まってしまっているように思える。</p>	<p>本計画では、盛岡都市圏地域公共交通計画に記載している将来ネットワーク図の「路線バスネットワークの見直しを想定するエリア」のバス路線再編を実施するための内容となっております。運転士不足の状況下において、バス路線の新設を可能とし、新たに「盛岡南待機場」を設けることで、効率的・効果的にバスの運行本数を確保することが可能となったことから、今後の盛岡都市圏の公共交通ネットワークの繋がりを強化できると考えております。</p> <p>地域内交通につきましては、当資料の3ページ目に回答を記載しております。</p>	<p>P3、11</p>

【確認事項①】盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（案）の意見照会に関する 意見及び対応について

1. 地域内交通を利便増進事業に含めないと判断した理由

当初は「可能な限り早くフィーダー系統補助を得て地域内交通を本格運行すること」の発想のもと、令和8年度内から地域内交通を本格運行すべく実施計画の策定を進めていました（計画策定時では地域内交通を「運行予定」と記載し、6月を目途に計画変更で「本格運行」に変更する方針）。しかし、具体的な運行計画等の検討を進めていく段階で「試験運行の検証を十分に行った上で本格運行の要否を検討する必要がある」との結論に至り、第11回交通会議（令和7年11月28日）後に本格運行実施の確証が得られない状況となりました。

地域交通法では、「大臣認定された利便増進実施計画に定められた利便増進事業が実施されていないことが認められるときは、その認定を取り消すことができる」旨が規定されており、仮に「地域内交通（運行予定）」として利便増進実施計画に位置付けて大臣認定を受けた場合、地域内交通が本格運行に移行できなかつた際には、上記規定により大臣認定が取り消されることが懸念されたことから今回の利便増進実施計画には「地域内交通」の記載をしないことが適当であると判断いたしました。

2. 羽場線の本宮線統合と今後の地域内交通について

令和8年4月1日から本宮線に統合される羽場線につきましては、沿線の町内会長・自治会長へ「バス路線再編及び地域内交通の試験運行に関する内容」を説明し、地域内交通対象地域につきましては、今後、地域の方々と一緒に地域内交通（地域の交通のあり方）について検討を継続させていただき、御理解をいただいております。令和8年2月には地域内で利用が想定される方々との意見交換の場等を設けさせていただき、運行計画の調整等を進める予定であり、令和8年度内に実証実験（試験運行）を始め、実施中にも地域の方々との意見交換を行い、運行計画の変更も検討しており、地域に根差した地域内交通の確立を目指してまいります。また、今回の実施計画には地域内交通を掲載しておりませんが、実証実験（試験運行）の検証後、本格運行（令和9年度以降）の実施が確定次第、利便増進実施計画の変更を検討し、地域内交通の実施導入を進めていくことを考えております。